

事務連絡
令和7年3月5日

各関係事業者様

京都府障害者支援課長

京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱等の一部改正について

この度、「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」及び「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定に関する取扱基準」を一部改正しましたのでお知らせします。

令和7年4月以降開催分の研修事業者の指定については、改正後の要綱が適用されますので、御留意ください。

記

【改正内容】

1 同行援護従業者養成研修関係の見直し

(1) 「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」

- ・国告示に従って改正
- ・修業年限の変更

(2) 「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定に関する取扱基準」(講師要件)

- ・今回の国告示改正によるものではないが、2013年の介護保険法施行規則改正で研修体系が移行した際に読み替えが必要な部分であり、今回修正するもの

<取扱基準改正案概要>

- ・講師要件の読み替え及び新設

①ホームヘルパー1級課程修了者

→介護職員実務者研修(旧ホームヘルパー1級課程)修了者

②(新設)

→介護職員初任者研修(旧ヘルパー研修2級)修了者であり3年以上介護等の業務に従事した者